

横浜市福祉のまちづくり 条例制定から現在までの経緯

昭和 49 年 福祉の風土づくり運動スタート

推進母体として「横浜市福祉の風土づくり推進委員会」を設置

＜基本理念＞

「高齢者・子供・障害者等すべての市民が生活し、活動できる横浜市」の実現

昭和 50 年 「福祉のモデル地区」事業を開始

地域社会に福祉の芽を育てる環境づくりを行うため、福祉講座を中心とした事業を開始。
福祉の風土づくり推進事業「基本理念」制定・・・風土づくりはソフト・ハードの両輪で展開

昭和 52 年 「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」 制定

障害者をはじめ高齢者、幼児等だれもが安心して行動できる福祉のまちづくりを進めるため、福祉整備基準を設け、施設管理者の協力を受け整備促進。

（※現在の「施設整備マニュアル」の前身）

昭和 53 年 「重点整備地区事業」を開始（区と連携した地域づくりをスタート）

福祉のまちづくりを推進するため、1 区 1 地域を 3 ヶ年指定し、市民利用施設や公園、道路等を計画的に整備する。（※「重点推進地区事業」のハード面に特化した事業）

昭和 56 年 市社会福祉協議会と事業の連携を行う

福祉のモデル地区、福祉講座を地区の社会福祉協議会へ移管し地域への運動の広がりを図る。

昭和 62 年 「重点整備地区」に指定された区の中から「啓発重点区」を位置づける

区の特性を生かした福祉広報の充実のため、重点整備地区に指定された区を位置づけ、福祉イベントを中心に 3 ヶ年間活動。ソフトとハードが一体となったまちづくりを開始。

平成 2 年 ○重点整備地区事業を区主体に転換

○駅のエレベーター設置に補助

平成 3 年 「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」 改定

高齢化社会の進展や大規模開発事業への対応、日常生活上の施設の整備促進等のため。

平成 4 年 推進指針の福祉整備基準を一部取り入れた「市建築基準条例」改定

平成 5 年 ゆめはま 2010 プラン長期ビジョン確定 → **福祉のまちづくり条例制定について明文化**

平成7年 「福祉のまちづくり検討委員会」を設置

横浜市における今後の福祉のまちづくりのあり方を検討するため、市民・事業者・学識経験者・行政職員で構成して発足。

検討委員会の「横浜市における福祉のまちづくりのあり方について（提言）」をうけて条例制定。

<条例の基本的性格について>

- (1) (中略) 横浜に住み暮らす人、訪れる人、全ての人にとって等しく利益が得られるものとして、その精神を高らかに宣言すべきである
- (2) 障害者、高齢者等を対象とした特別の法制度ではなく、すべての人にとって安心、安全なまちづくりにつながるものとして、(中略) 整備内容を位置づけるべきである。

平成9年 横浜市福祉のまちづくり条例 施行

<基本理念>

- (1) 基本的人権の保障とノーマライゼーション
- (2) 生活者主体の視点による福祉のまちづくり
- (3) 協働によるまちづくり

平成11年 ○「横浜市福祉のまちづくり推進指針」発行（平成11～22年）

2010年に目指す都市像（長期目標）及び2001年までの短期目標（平成11～13年）を示す

- 関内駅周辺重点推進地区事業開始（平成11～16年度末）

平成14年 磯子駅周辺重点推進地区事業開始（平成14～16年度末）

平成15年 「横浜市福祉のまちづくり推進指針」改定（平成14年～18年）

・・・2006年までの短期目標「みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう」

平成16年 ○ 鶴見寺尾地区重点推進地区事業開始（平成16～19年度末）

- 青葉台駅周辺重点推進地区事業開始（平成16～19年度末）

平成17年 ○ 金沢文庫駅周辺重点推進地区事業開始（平成17～19年度末）

平成19年 ○「横浜市福祉のまちづくり推進指針」改定（平成19年～22年）

・・・2010年までの短期目標「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」

- 中川駅周辺重点推進地区事業開始（平成19～22年度）

平成20年 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正

・・・平成18年に制定されたバリアフリー法（ハートビル法と交通バリアフリー法の統合）を受けて、整合性を図るため。

平成 23 年 「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）」発行（平成 23～27 年度）

平成 23 年～「横浜市福祉のまちづくり条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」改正に向けた検討

- ◆小委員会での検討：条例改正関係・・・条例の前文作成・検討、市民参画について
福まち推進関係・・・表彰制度の導入検討、福祉教育の進め方等
- ◆専門委員会での検討：福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化、
対象施設等のわかりにくさの解消について、用途の追加、
整備基準について

平成 24 年 改正「横浜市福祉のまちづくり条例」公布

【主な改正点】

- ・福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化
- ・福祉のまちづくり条例の理念を明文化
- ・市民参加の確保を規定
- ・2,000 m²以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

平成 25 年 7 月 一部改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（建築物ほか）公布

【主な改正点】

- ・建築物全般の整備基準の見直し
- ・子育て世代に配慮した設備規定を追加
- ・共同住宅の整備基準の見直し

平成 25 年 9 月（予定）一部改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（道路・公園）公布

【主な改正点】

- ・道路と公園の整備基準の整理、見直し
- ・表示板と適合証を新様式に変更

平成 26 年 1 月 「横浜市福祉のまちづくり条例」「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」施行